

特集

「NHK受信料制度」を 問い直す ①

最高裁は2017年12月6日、NHKの受信料制度を「合憲」とする判決を言い渡した。判決をきっかけにして、公共放送の受信料制度の在り方を改めて問い直す議論が起こっている。公共放送がその役割を果たすためには、番組によって国民の知る権利に応える、災害報道などをすべての国民に提供する、放送の内容に対する政府や広告主の介入を防ぐ、放送局として安定した財政基盤を確立する、そして視聴者が公平に費用を負担する、といったさまざまな要件がある。公共放送がこれらの要件を実現するために、どのような受信料制度がより適しているのか。連載特集記事で考察する。連載特集1回目では、識者に最高裁判決や各国の受信料制度などに対する見解を聞いた。(渡辺 元・本誌編集長)

※次号の連載特集2回目では、与野党の見解、番組制作者側から考える受信料制度、法律・メディア研究者など専門家の見解を掲載する。

最高裁判所大法院判決の判示事項

- 放送法64条1項は、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定であり、日本放送協会からの受信契約の申込みに対して受信設備設置者が承諾をしない場合には、その者に対して承諾の意思表示を命ずる判決の確定によって受信契約が成立する
- 放送法64条1項は、同法に定められた日本放送協会の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反しない
- 受信契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により受信契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生する
- 受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権の消滅時効は、受信契約成立時から進行する

各国の公共放送の料金制度

国名	主な財源	不払い者への罰則・徴収方法など
英国	受信許可料	罰金
フランス	公共放送負担税	税務当局が徴収
ドイツ	放送負担金 (テレビを所有していない世帯も含め、全世帯・事業所に支払い義務)	罰金
韓国	受信料、広告収入	追徴金。受信料は電気料金と一括して徴収
米国	個人寄付金、連邦・州政府などからの交付金が財源	—